

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 宮城県議会定例会の招集 (財政課) 一
- 生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 一
- 生活保護法による施術者の指定 (同) 一
- 平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正 (農林水産経営支援課) 二
- 農用地利用配分計画の認可 (農業振興課) 二
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 二
- 土地区画整理事業の換地処分の届出 (都市計画課) 三
- 土地改良区役員の退任の届出 (北部地方振興事務所) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告 (原子力安全対策課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告 (教育庁高校教育課) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定 (同) 七
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁施設整備課) 七
- 公安委員会 (同) 七
- 警備業検定合格者審査の実施 (同) 九
- 土地区画整理事業に基づく書類の送付に代わる公告 (同) 一一

告 示

○宮城県告示第千十八号

平成二十九年十一月二十四日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

平成二十九年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第千十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十九年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
古川青葉調剤薬局	大崎市古川北町一丁目九番三十七号	平成二十九年八月十六日
アサヒ薬局	大崎市三本木字北町七十八ー一	平成二十九年九月一日
尾花内科クリニック	大崎市古川中島町二番三十九号	平成二十九年九月一日
大崎調剤薬局古川西店	大崎市古川大宮一丁目二一六十九	平成二十九年十月一日
野蒜ヶ丘歯科医院	東松島市野蒜ヶ丘二丁目二十四ー一	平成二十九年十月一日
須江きむら医院	石巻市須江字皮剥百五ー二	平成二十九年十月一日
薬局虹の風	石巻市須江字皮剥百五ー四	平成二十九年十月一日
志津川歯科クリニック	本吉郡南三陸町志津川本浜町九十七	平成二十九年十月一日
まごころ調剤薬局松島店	宮城県松島町高城字町六十二番地三	平成二十九年十月一日

○宮城県告示第千二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療

機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十九年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
古川青葉調剤薬局	大崎市古川駅前大通五丁目一―十五	平成二十九年八月十五日
たんの歯科クリニック	石巻市三ツ股二丁目一―八	平成二十九年八月二十五日

○宮城県告示第十二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十九年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施 術 所 の 名 称	住 所 又 は 施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
中村 修平	新田東整骨院	仙台市宮城野区新田東一丁目十六―五	平成二十九年九月二十五日
伊藤 剛	つばめ鍼灸接骨院	亘理郡山元町つばめの杜三丁目十四番地十一	平成二十九年九月二十二日

○宮城県告示第十二十二号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月十七日から施行する。

平成二十九年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第二百二十五条の二に掲げる漁業（はたて貝養殖業）の表中

宮城県第97加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち天神の区域
宮城県第98加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち立浜の区域

を

宮城県第97加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち天神及び立浜の区域
宮城県第98加入区	(欠番)

に

宮城県第101加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち和田の区域
宮城県第102加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち小島の区域
宮城県第103加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち沼尻の区域

を

宮城県第101加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち和田、小島及び沼尻の区域
宮城県第102加入区	(欠番)
宮城県第103加入区	(欠番)

に

改める。

○宮城県告示第十二十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十九年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 農用地利用配分計画の概要
- 別冊のとおり

二 認可年月日

平成二十九年十一月十七日

○宮城県告示第十二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町小長根二六四の二二から二六四の一四まで、二六四の二六から二六四の一九まで
保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第十二十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理
事業の換地処分について届出があった。
平成二十九年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

仙塩広域都市計画事業岩沼市西原地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 施行者の名称

岩沼市

三 事務所の所在地

岩沼市桜一丁目六番二十号

四 換地処分の年月日

平成二十九年十一月一日

○宮城県告示第十二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大崎土地改良区役
員の退任について、次のとおり届出があった。
平成二十九年十一月十七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 彰

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十九年十月二十一日	佐々木 壽 信	大崎市古川大崎字伏見上代二十四番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十九年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 緊急時連絡網システム貸借業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成三十年三月一日から平成三十五年二月二十八日まで
 - 4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎ほか、仕様書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - 7 宮城県入札契約等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ平成二十九年十二月四日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県環境生活部原子力安全対策課原子力防災対策班（担当 須永 健太 電話〇二二一二一一三三四一）

3 郵送による入札説明書の交付期限
平成二十九年十二月十一日（月）午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年十二月四日（月）から平成二十九年十二月十一日（月）午後五時までの間に必要書類を作成の上、電子調達システム、郵送又は持参により提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 開札日までの間において、(一)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) 電子調達システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年十二月十八日（月）午前九時から平成二十九年十二月二十六日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年十二月二十六日（火）午後五時まで

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送により入札書を提出する場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

平成二十九年十二月二十七日（水）午前十時

宮城県庁行政庁舎十三階 環境生活部原子力安全対策課

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨等 本件の入札及び契約に伴い作成する書類等に用い

る言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成四年法律第五十一号）に規定する計量単位によるものとする。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書（案）に示すとおりとする。

10 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

11 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Item(s)/Service(s) to be Procured : Lease of an emergency communications network system -1 set

2 Period of Contract : From March 1, 2018 to February 28, 2023

3 Places of Implementation : Miyagi Prefectural Government Office Building (3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture) and other locations

4 Deadline and Place for Bid Submission (in person) : December 27, 2017, 10:00 am.
Nuclear Energy Safety Policy Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi

Prefectural Government Office

5 Deadline for Bid Submission (by mail) : December 26, 2017, 5:00 pm.

6 Time and Place for Bid Selection : December 27, 2017, 10:00 am.

Nuclear Energy Safety Policy Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government Office

7 Contact : Kenta Sunaga, Nuclear Energy Safety Policy Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture 980-8570 JAPAN.
Tel: 022-211-2341

○政府調達に関する協定を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種一号）二百キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成三十年一月十六日 午後一時

4 納入場所 宮城県石巻市 石巻新漁港内宮城丸

5 一連の調達で今後予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成三十年三月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書の交付期限
平成二十九年十二月六日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査
入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年十二月六日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合
入札の期間 平成二十九年十二月十二日午前九時から平成二十九年十二月十四日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
イ 提出期限 平成二十九年十二月十四日午後五時まで
ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所
平成二十九年十二月十五日午前十一時 高校教育課内（宮城県行政庁舎十六階）

四 入札に参加することができない者
1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号）に

びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号）に

びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号）に

よる。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No.1) 200 Kiloliters

2 Deadline for Delivery : January 16, 2018

3 Place of Delivery : Miyaginaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : December 14, 2017 5 : 00 pm.

5 Contact Person : Yoichi Kon, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県工業高等学校 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年十月二十五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号

五 落札金額 六千三百二十四万七千二百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年九月十五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県農業高等学校校物品運搬移設業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から平成三十年三月二十九日まで

4 履行場所 仕様書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出時まで物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく

更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十九年十一月二十四日（金）午後五時まで申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は任意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は任意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十九年十一月二十四日（金）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査
(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年十一月三十日（木）から平成二十九年十二月四日（月）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年十二月四日（月）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限
(一) システムを用いて入札する場合
入札期間 平成二十九年十二月六日（水）午前九時から平成二十九年十二月七日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
イ 日時 平成二十九年十二月七日（木）午後五時

口 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

平成二十九年十二月八日(金) 午前十時 宮城県庁庁舎十五階 施設整備課内

四 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 入札執行の方法 一般競争入札

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Services Required : Relocation and Installment of Articles for Miyagi Prefectural Agricultural High School (1 project)

2 Period of Contract : From contract settlement to March 29, 2018

3 Place of Implementation : As specified (Natori City, Miyagi Prefecture)

4 Bid Deadline : December 7, 2017 (Thurs.), 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Masaru Sato, Prefecture Administrative Section 1, Facilities Management Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan
Tel: 022-211-3353 (Japanese only)

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第157号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第1項の規定による検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。

平成29年11月17日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

1 審査に係る警備業務の種類及び級

(1) 検定規則第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務(航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。)に係る1級及び2級

(2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「施設警備業務」という。)に係る1級及び2級

(3) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務(交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。)に係る1級及び2級

(4) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。)に係る1級及び2級

(5) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「貴重品運搬警備業務」という。)に係る1級及び2級

2 実施期日

平成29年12月21日(木) 午前9時30分から

警 察 委 員 会 規 程

<p>3 実施場所 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県警察本部</p> <p>4 審査定員 前記1に掲げる警備業務の種別1級及び2級あわせて20人</p> <p>5 審査対象者 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定期則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。</p> <p>(1) 空港保安警備業務1級 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者</p> <p>(2) 施設警備業務1級 旧検定の常駐警備に係る旧検定期則第1条第2項に規定する1級に合格した者</p> <p>(3) 交通誘導警備業務1級 旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者</p> <p>(4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級 旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者</p> <p>(5) 貴重品運搬警備業務1級 旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者</p> <p>(6) 空港保安警備業務2級 旧検定の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>(7) 施設警備業務2級 旧検定の常駐警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>(8) 交通誘導警備業務2級 旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>(9) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級 旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>(10) 貴重品運搬警備業務2級 旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>6 審査内容</p>	<p>審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対して実技試験は行わない。）</p> <p>7 事前申込み (1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける（氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記5の審査対象者に該当する項目について聴取）。</p> <p>(2) 受付期間 平成29年12月4日（月）から同月8日（金）までの5日間（12月4日から同月7日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで） なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>8 申請手続き 事前申込みにより予約番号を所得した者に対する申請手続きは、次のとおり行う。</p> <p>(1) 申請受付期間 平成29年12月11日（月）から同月15日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで）</p> <p>(2) 申請書の提出先 事前申込みの際に申請先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。 なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類 ア 審査申請書（検定期則別記様式）1通 イ 旧検定期則第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し1通 ウ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1葉 エ その他 （ウ） 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所地を疎明する書面1通 （イ） 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面1通</p> <p>(4) 審査手数料 公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第70の2項に基づき、</p>
--	---

雑 報

4700円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

9 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参すること。

10 その他

審査に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号022-221-7171 内線3054、3055

○大和町吉岡南第二土地区画整理組合理事長から、公報登載の依頼があった。

平成二十九年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙塩広域都市計画事業大和町吉岡南第二土地区画整理事業において、次の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）第三百三条第一項の規定による換地処分のお知らせ、送付したが受領を拒まれたため、また、送付すべき場所を確認することができないので、同法第三百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を次のとおり公告する。

平成二十九年十一月十七日

仙塩広域都市計画事業

大和町吉岡南第二土地区画整理事業

施行者 大和町吉岡南第二土地区画整理組合

理事長 小 原 哲

一 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

1 住所 北海道帯広市西十九条南四十二丁目五番八号

氏名 富谷 あき（外四十六名） 相続人 富谷 サキ子

2 住所 宮城県黒川郡大和町吉岡字館下三十八番地

氏名 吉岡町農業会

二 通知の内容

土地区画整理法第三百三条第一項の規定により、大和町吉岡南第二土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分の通知をします。

教 示

1 この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して三か月以内に宮

城県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十九条に規定されています。）

2 この通知の取消しの訴えは、通知があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、組合を被告として提起することができます。なお、通知の日の翌日から起算して一年を経過すると、取消しの訴えを提起することはできなくなります。

3 この通知について審査請求をした場合には、この通知の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを宮城県黒川郡大和町吉岡字北要害三番地の一大和町吉岡南第二土地区画整理組合事務所において掲示する。